



玉野市

# 総合計画

# 2

## 基本構想

- 第1節 玉野市の将来像
- 第2節 将来人口
- 第3節 施策の大綱
- 第4節 重点プロジェクト
- 第5節 政策・施策体系図
- 第6節 地域の方向性

## 第2章 基本構想

### 第1節 玉野市の将来像

#### ■将来像

本市の将来像は、時代の潮流を踏まえ、本市の個性や特徴を生かして次のとおりとします。

## 瀬戸内に輝く 市民が誇れるまち ～たまのからはじまり未来へつなぐ～

地方自治体を取り巻く環境は、人口減少や少子高齢化が進む一方で、高度な情報ネットワーク社会\*の到来や国際化の進展等により劇的に変化しており、複雑化・多様化する行政課題への対応が求められています。

こうした中、直島を中心とした瀬戸内のアートによる地域づくりは世界から注目されてきましたが、2010（平成 22）年から開催されている瀬戸内国際芸術祭\*は、さらにその注目度を加速させ、過疎化が進む瀬戸内の島々の希望となっていることから、これらを飛躍の好機として捉え、さらなる市勢の発展を遂げるため、瀬戸内という一つのブランドを生かした戦略的なまちづくりを展開することが重要です。

これらの考えのもとに、将来像の設定に当たっては、四国や瀬戸内の島々への玄関港である本市が中核的な機能を担い、たまのからはじまる拠点のまちとなることで、瀬戸内エリアの発展を牽引し、未来につないでいくというビジョンを掲げます。

中核的な機能とは、道路・交通ネットワークの結節性を持ち、広域的な観点から、一定の都市機能が集積する拠点として、商業・医療・高齢者福祉等、生活に必要なとされる基本的な機能を備え、交通利便性等を生かした業務・商業・文化等、瀬戸内エリアにおける活力をリードするまちを目指します。

このように、広い視野と拠点都市となる自覚を持ってまちづくりに取り組むことで、様々な分野におけるまちの機能を充実させ、市民福祉の増進を図ることを基本とした施策を展開し、市民満足度の高い豊かな生活を実現します。

そして、市民が主体となって、それぞれの個性や特徴を生かした生きがいに満ちた生活を送り、市民一人ひとりが“たまのはよいところだ”と胸を張って誇れるまちづくりを目指します。

## ■基本理念

将来像の実現に向けて、次のような基本理念のもとにまちづくりを進めます。

### ①活力・快適 【住み心地のよい活気あるまち】

独自に有する恵まれた地域資源を生かし、様々な都市機能を充実させ、生活環境の向上による住み心地のよいまちづくりに取り組むとともに、瀬戸内の島々への玄関港として中核的な機能を備えるべく、産業振興・観光振興を中心としたまちの活性化を目指します。

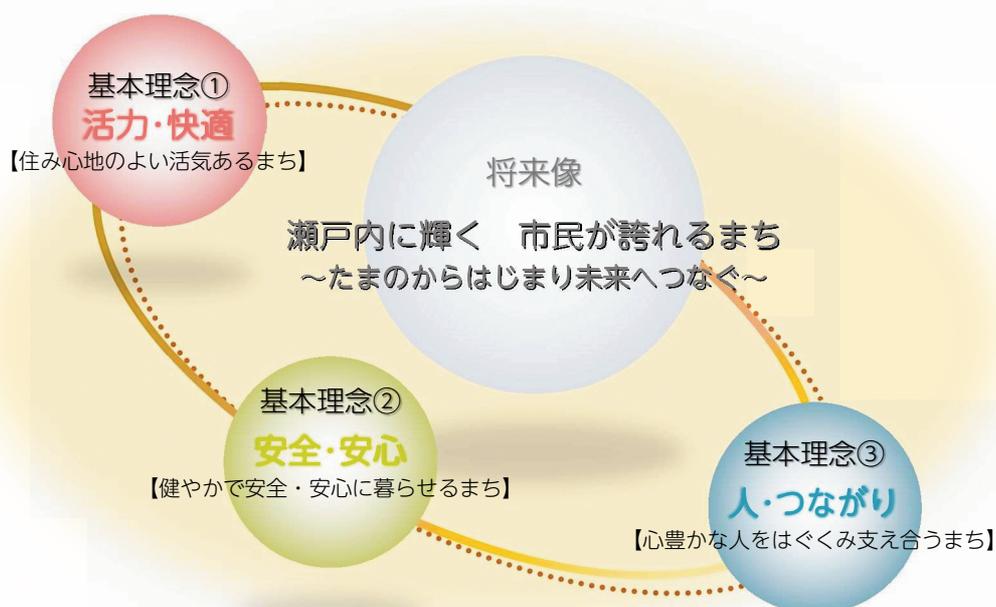
### ②安全・安心 【健やかで安全・安心に暮らせるまち】

市民の誰もが、いつまでも安心して住み続けられるよう、防災、防犯、医療・保健・福祉等の充実を図るとともに、市民一人ひとりが健康で明るく健やかに暮らせるよう、健康づくりを核としたまちづくりに取り組みます。

### ③人・つながり 【心豊かな人をはぐくみ支え合うまち】

市民の誰もが、生きがいを持って生き生きと暮らせるよう、文化・スポーツを含む生涯学習活動を促進させるとともに、郷土に誇りを持ち本市のまちづくりの将来を担う人材を育成するため、教育・子育て環境の充実を図ります。

また、少子高齢化を乗り越えていくために、コミュニティ等の住民自治組織を通じ、地域が自主的に様々な課題解決に取り組むことができるよう、相互に助け合い、支え合う地域づくりを推進します。



## 第2節 将来人口

### ■たまの長期人口ビジョンの位置付けと将来人口

本市の人口は、2018（平成 30）年 3 月に公表された、国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」という。）の「日本の地域別将来推計人口」において、2040 年に 40,914 人に減少すると予測されています。

2016（平成 28）年 1 月に策定した「たまの長期人口ビジョン※（以下「人口ビジョン」という。）」においては、本市の人口の将来展望として、同時に策定した「たまの創生総合戦略※」に位置付けた施策の効果を加味し、2040 年時点で約 5 万人、2060 年時点で約 4 万 3 千人としています。

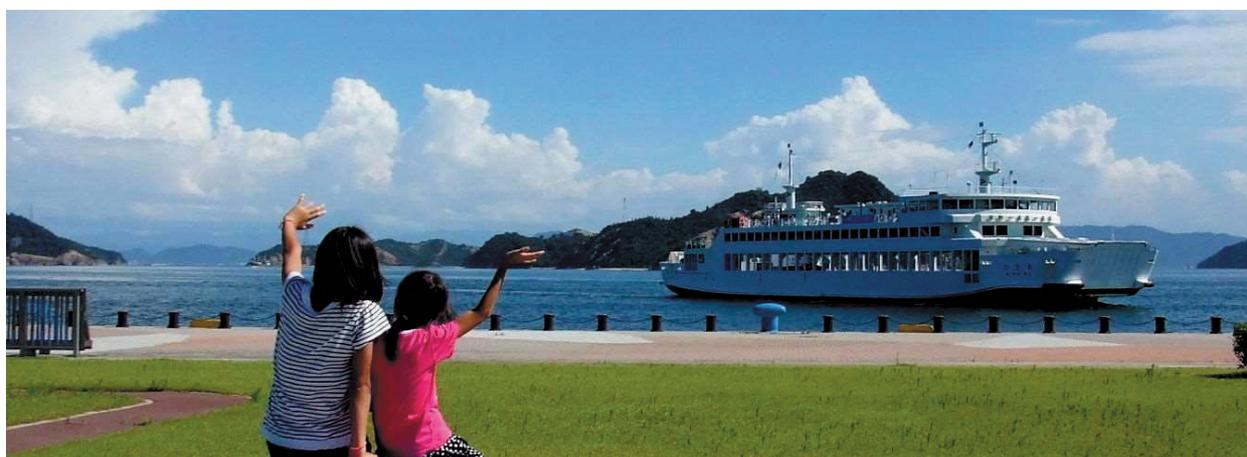
本計画における将来人口は、人口ビジョンの考え方を準拠し、算出根拠となる合計特殊出生率※、純移動率※、施策の効果について、実状を踏まえて見直しました。その結果、本市の将来人口は、2040 年時点で約 4 万 7 千人、2060 年時点で約 4 万人とし、本計画の最終年度となる 2026 年度の目標人口を約 5 万 5 千人とします。

なお、今後、本計画期間中に、社人研の新たな推計値の公表や、人口推移の検証に基づく施策効果の見直し等により、人口ビジョンそのものを見直した際には、見直し後の人口ビジョンを本計画の将来人口とみなすこととします。

### ■将来人口推計に当たっての諸条件

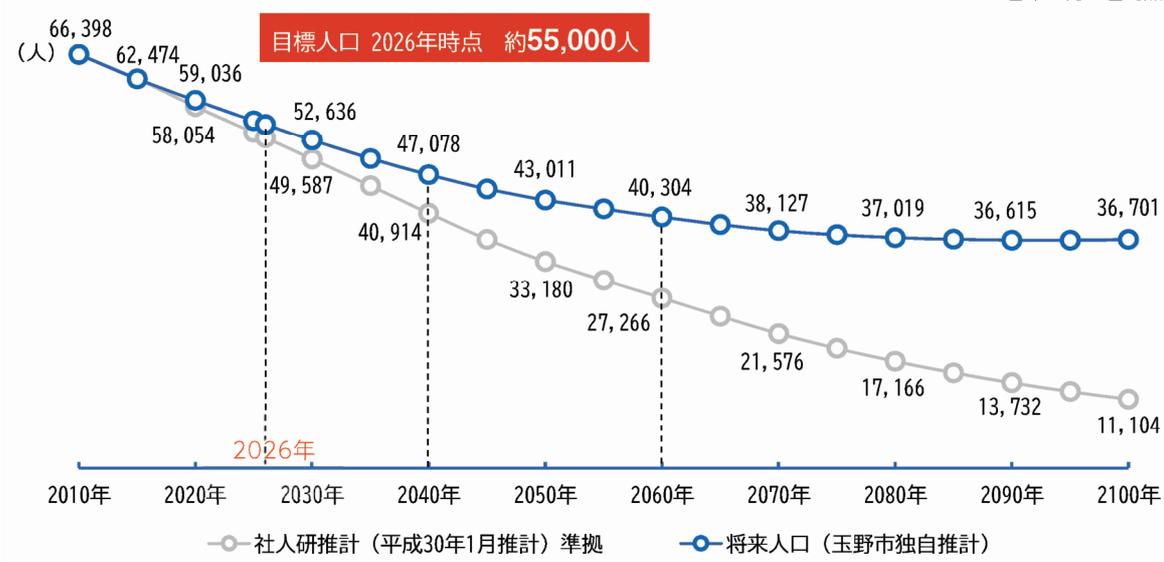
推計に当たっての諸条件として、合計特殊出生率※については、2010（平成 22）年と 2015（平成 27）年の国勢調査の結果から算出された社人研の推計値を基準とし、2015（平成 27）年に実施した結婚・出産・子育てに関する意識調査の結果から算出した市民の希望出生率 1.91 を 2040 年に達成することを目標としています。

純移動率※については、2010（平成 22）年と 2015（平成 27）年の国勢調査の結果から算出された社人研の推計値を基準とし、純移動率※の改善を目的とした関連施策の推進による効果として、2016（平成 28）年から 2040 年までに、若い世代の転出 400 人の抑制、子育て世帯の転入 600 人の増加を見込んでいます。



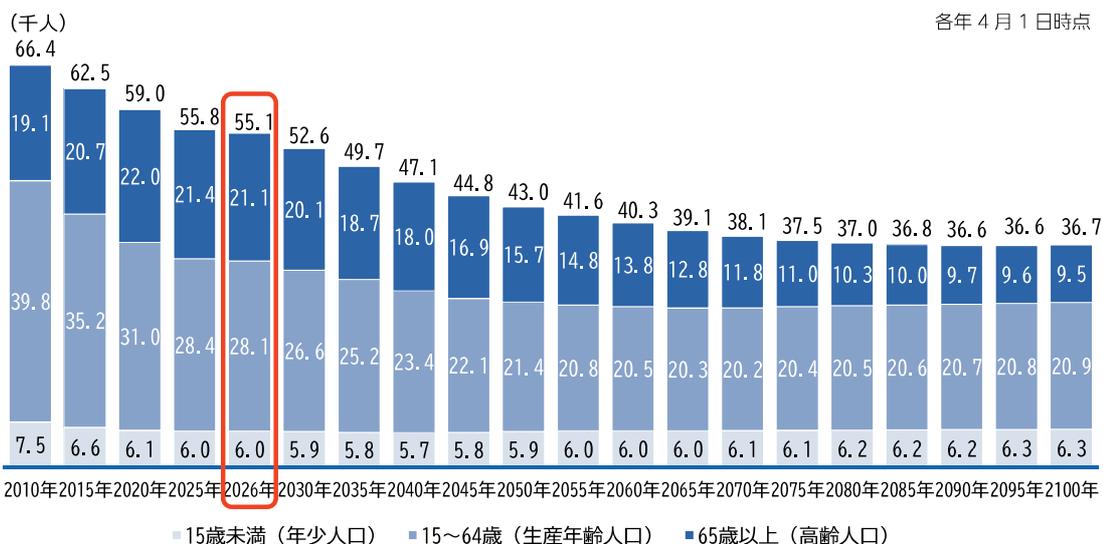
### ■ 社人研推計と将来人口の比較

各年4月1日時点



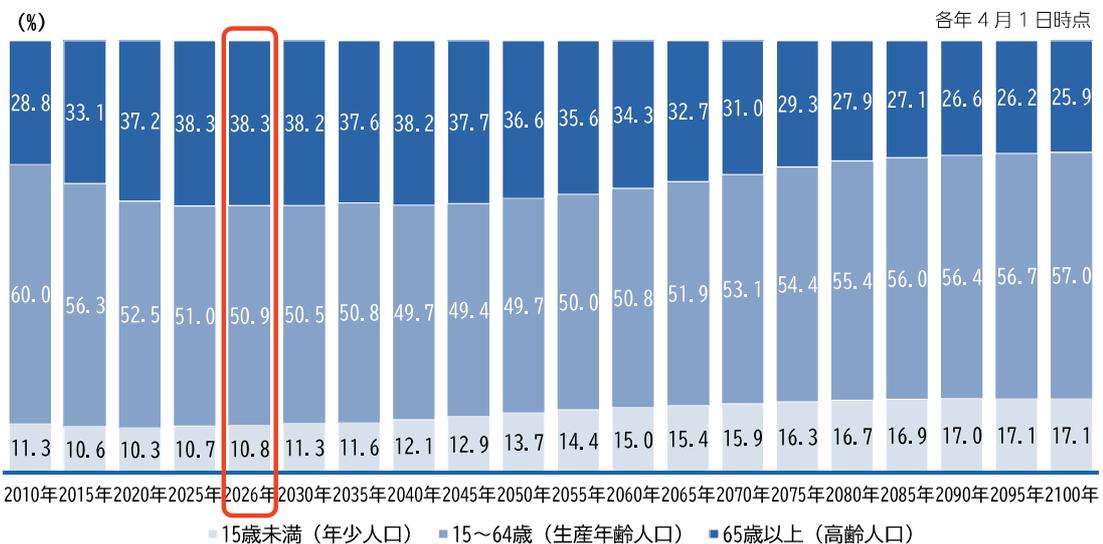
### ■ 将来人口推計 (年齢3階級別)

各年4月1日時点



### ■ 将来人口推計 (年齢3階級別) 構成比

各年4月1日時点



## 第3節 施策の大綱

将来像の実現に向けて、次のような施策の大綱を掲げ、各分野における政策を位置付けます。

### 大綱1 住み心地のよい活気あるまち

#### 政策1 都市機能が充実したまち

道路・交通等の利便性を向上させるとともに、様々な生活基盤の整備や空き家対策の推進等により良質な住環境を確保することで、都市機能が充実したまちをつくります。

#### 政策2 快適な市民生活を支えるまち

恵まれた自然環境及び身近な生活環境の保全や廃棄物等の適正な処理により、環境負荷を抑えるとともに、利便性の高い葬祭サービスの提供等により、快適な市民生活を支えるまちをつくります。

#### 政策3 活気ある生き生きとしたまち

商工業、農林水産業の活性化により、新産業及び新たな雇用の創出を図るとともに、海・港・船といった独自の地域資源や農山漁村での体験型観光等を生かした観光振興により、交流人口を増加させることで、活気ある生き生きとしたまちをつくります。

### 大綱2 健やかで安全・安心に暮らせるまち

#### 政策4 安全で災害に強いまち

防災・減災対策を推進し、災害等の発生時には迅速かつ的確に対応できる体制を構築するとともに、交通安全対策、火災・事故・急病等への対応及び消費者保護等に取り組み、安全で災害に強いまちをつくります。

#### 政策5 住み慣れた地域で生活できるまち

地域の福祉活動の充実を図るとともに、高齢者や障害者の自立した生活を支援するなど、市民の誰もが住み慣れた地域で生活できるまちをつくります。

#### 政策6 元気のある健康なまち

市民の誰もが必要な医療サービスを受けることができるよう地域医療を確保するとともに、市民の健康づくりを推進し、元気のある健康なまちをつくります。

## 大綱3 心豊かな人をはぐくみ支え合うまち

### 政策7 生きがいに満ちた豊かなまち

多様な生涯学習活動を推進するとともに、芸術・文化、スポーツの振興等により、分野や世代を越えた交流の促進を図ることで、市民の誰もが生きがいに満ちたまちをつくりまします。

### 政策8 安心して子育てできるまち

子どもたちが健やかに成長できるよう、学校教育や地域・家庭における教育環境を充実させ、学力の向上と心の育成を図ることで、安心して子育てできるまちをつくりまします。

### 政策9 多様な主体で築くまち

人権の保護や男女共同参画の推進を図るとともに、コミュニティやボランティア等をはじめ、関係団体・関係企業等も含めた連携体制を構築し、地域活動の促進による地域で助け合い、支え合うことのできる多様な主体で築くまちをつくりまします。

## 大綱4 行政経営

### 政策10 戦略的な行財政運営

安定した財政基盤を確立するため、公共施設の再編整備の推進をはじめとした行財政改革に取り組む一方で、生み出した財源をもとに、本市の発展に必要な施策を展開するとともに、本市の魅力を効率的かつ効果的に発信するシティセールス<sup>※</sup>の推進等、戦略的な行財政運営に取り組まします。

## 第4節 重点プロジェクト

### 重点プロジェクトの位置付け

本計画において、特に注力する本市の特色を生かした独自の施策展開（分野横断的な取組）については、まちづくりの特色や方向性を市民と共有し、官民一体となった取組を推進することを目的に、重点プロジェクトとして位置付けます。

重点プロジェクトは、2017（平成29）年3月に策定した「たまの版 CCRsea 基本構想\*」及び2018（平成30）年3月に策定した「たまの版生涯活躍のまち基本計画\*」に掲げた、たまの版生涯活躍のまち（CCRsea）の取組とします。

### たまの版生涯活躍のまち（CCRsea）の取組概要

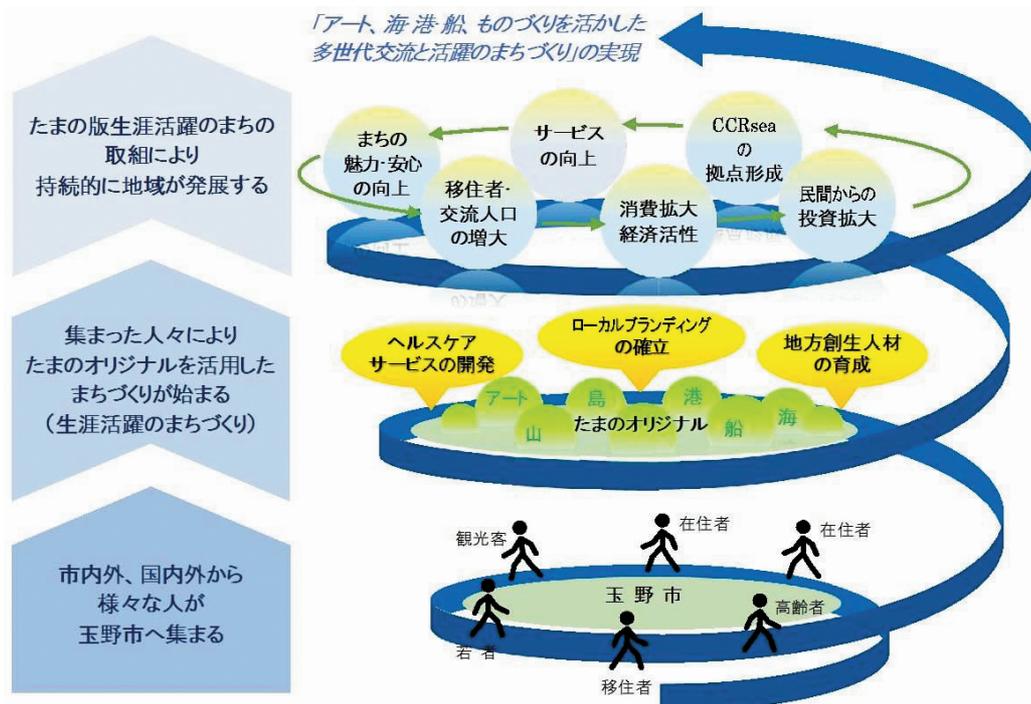
生涯活躍のまちとは、国の示すまちづくりの考え方の一つであり、都市部から地方への高齢者の移住を促進し、さらに移住した高齢者が地方で積極的に社会参画することで、地方の活性化を促すものです。

たまの版生涯活躍のまち（CCRsea）では、本市独自の考え方として、移住者や高齢者のみならず、市民・若者・障害を持つ方等、誰もが生涯にわたって活躍できる魅力的な地域社会の形成を目指した取組を展開します。

さらに、国が示す生涯活躍のまちの方向性に、本市独自の地域資源であるアート、海・港・船、ものづくり等を生かした多世代交流と活躍のまちづくりを掛け合わせたコンセプトを掲げています。

このコンセプトをもとに、高齢者や移住者に加え、学び、働く若者や地域住民、事業者等の活躍を促進し、まちに新たな価値を生み出すため、市内に点在する多くの地域資源を生かしながら、市民の健康づくりに資する取組を推進するとともに、まちのブランド化を進め、新たなまちづくりを担う人材を育成します。

これにより、まちに新たな魅力が加わることで、さらに多くの人が集まり、消費の拡大、民間事業者による投資の誘発、新産業の創出といった好循環が形成されることが期待されます。



## ■基本方針

本市の独自性を生かした特徴のある取組を展開していくため、次のような基本方針を掲げます。

### ①たまのオリジナルの活用

本市独自の地域資源を活用した新たな産業・サービスの創出により、民間投資の誘発、雇用促進、消費喚起等の経済効果につなげることで、地域の活性化を推進します。

### ②若者が軸となる新たなまちづくり

生涯にわたって活躍できる魅力的な地域社会を形成するため、高齢者のみならず、若者等の多様な世代が、それぞれの強み・活力を発揮し、ともに活躍できる場を提供し、まちづくりの中心となる人材の育成を推進します。

### ③市内全域での効果の拡大

新たに実施する取組やサービスの展開は、一部のエリアのみで完結させるのではなく、生涯活躍のまちの形成によって多様な取組を展開し、段階的に市内全域に効果を拡大させます。

### ④誰もが安心して暮らせる地域社会の推進

移住者や地域住民、若者、障害を持つ方等の様々な人が世代や分野を越えて共存し、一人ひとりの暮らしや生きがいを大切にした地域をつくることで、誰がどのような状態になっても支え合うことができる地域共生社会の実現を推進します。

### ⑤官民連携の推進

企業、団体、地域関係者等と連携しまちづくりを進めることで、民間のノウハウや経験、人材、資産を活用し、民間活力を最大限引き出します。



## ■たまの版生涯活躍のまち（CCRsea）が発揮する機能

重点プロジェクトの推進に当たっては、次のようなたまの版生涯活躍のまち（CCRsea）が発揮する機能を分野横断的な取組として位置付け、関連する施策との関係性を整理するとともに、各施策の方針において、重点プロジェクトとして実施する取組を明確にします。

### ①ローカルブランディング※創出機能

本市には、アートや海・港・船をはじめ、たまのオリジナルという地域資源が豊富に存在することを踏まえ、たまのオリジナルにさらなる付加価値をつけ、地域競争力を高める取組を展開します。



### ②ヘルスケアサービス※開発機能

国が目指す公的保険外サービスを活用した国民の健康増進、医療費の適正化、新産業の創出を踏まえ、たまのオリジナルを活用したサービス事業を展開し、域内消費の拡大、地域産業の活性化とともに、市民が健康に暮らせるまちづくりを展開します。



### ③地方創生人材育成支援機能

地域の諸活動を担う人材の不足という課題を踏まえ、医療分野、福祉・介護分野、観光・交流分野等、幅広い分野での若者の雇用機会の創出を目指すとともに、高齢者の社会参画を支援する取組を展開します。



### ④交流推進機能

瀬戸内海観光の人気の高まる一方、本市は観光客等の通過点の一つにとどまっているという課題を踏まえ、市内各地に点在している地域資源の魅力を高め、市民や観光客が健康づくりを楽しみ、新たな生きがいを見つけられるような交流の場づくりを展開します。



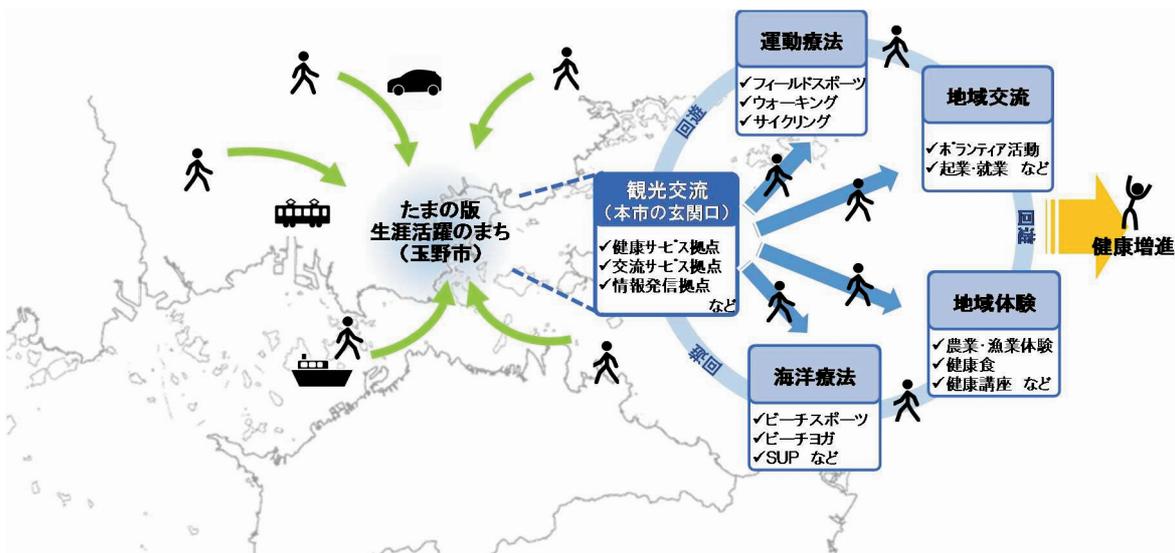
### ⑤医療介護支援機能

高齢化の急速な進行に伴う医療費・介護費の増大といった課題を踏まえ、各種健診の受診促進をはじめとした、介護等が必要となる主な原因である生活習慣病の重症化予防を進めるとともに、医療費・介護費の負担軽減につながる取組を展開します。



### ⑥移住支援機能

移住希望者に対するきめ細かい支援を行うとともに、地域資源を活用した新たなサービスの開発等による移住者の就業・創業機会の創出など、移住促進に取り組みます。

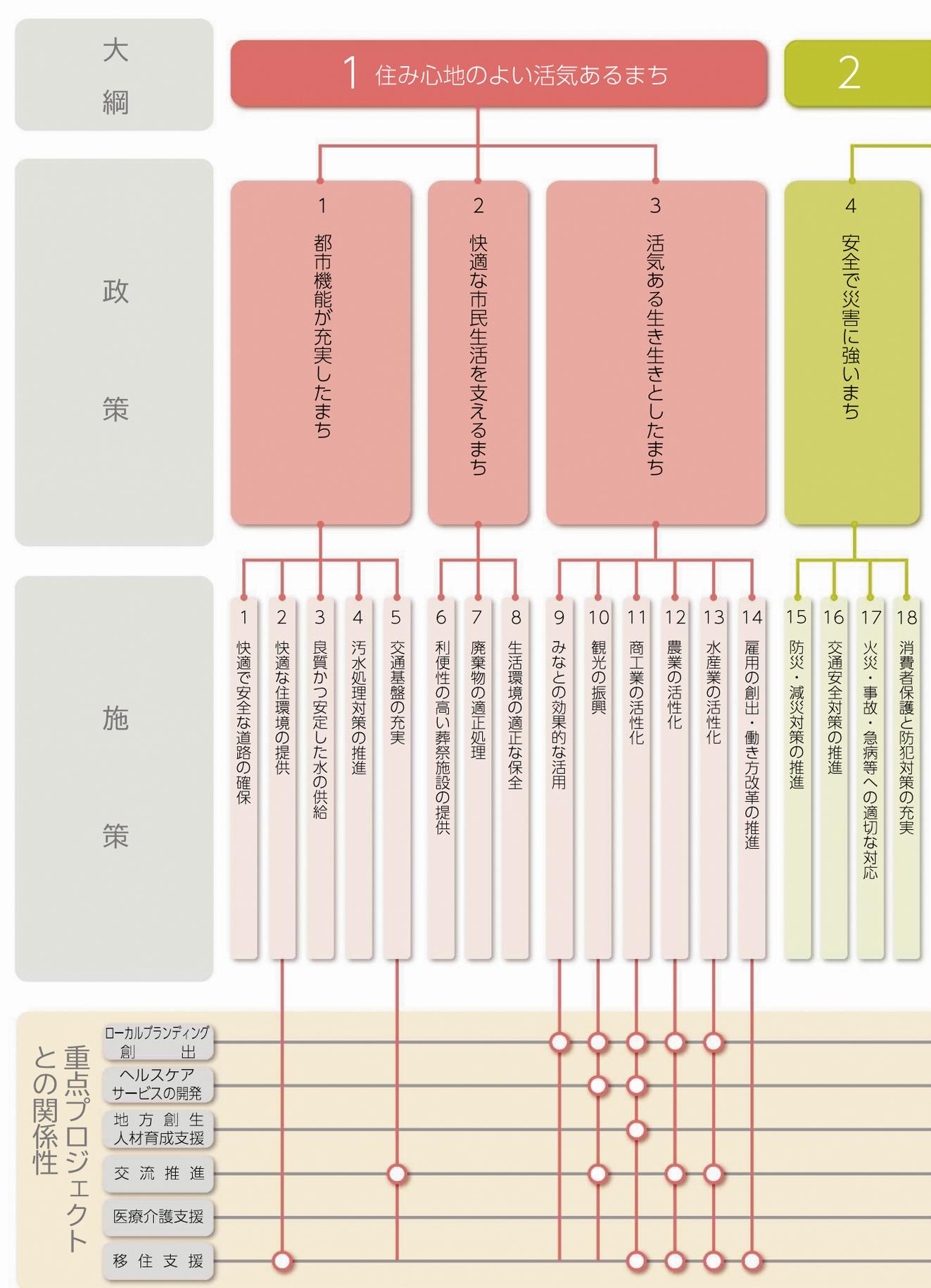


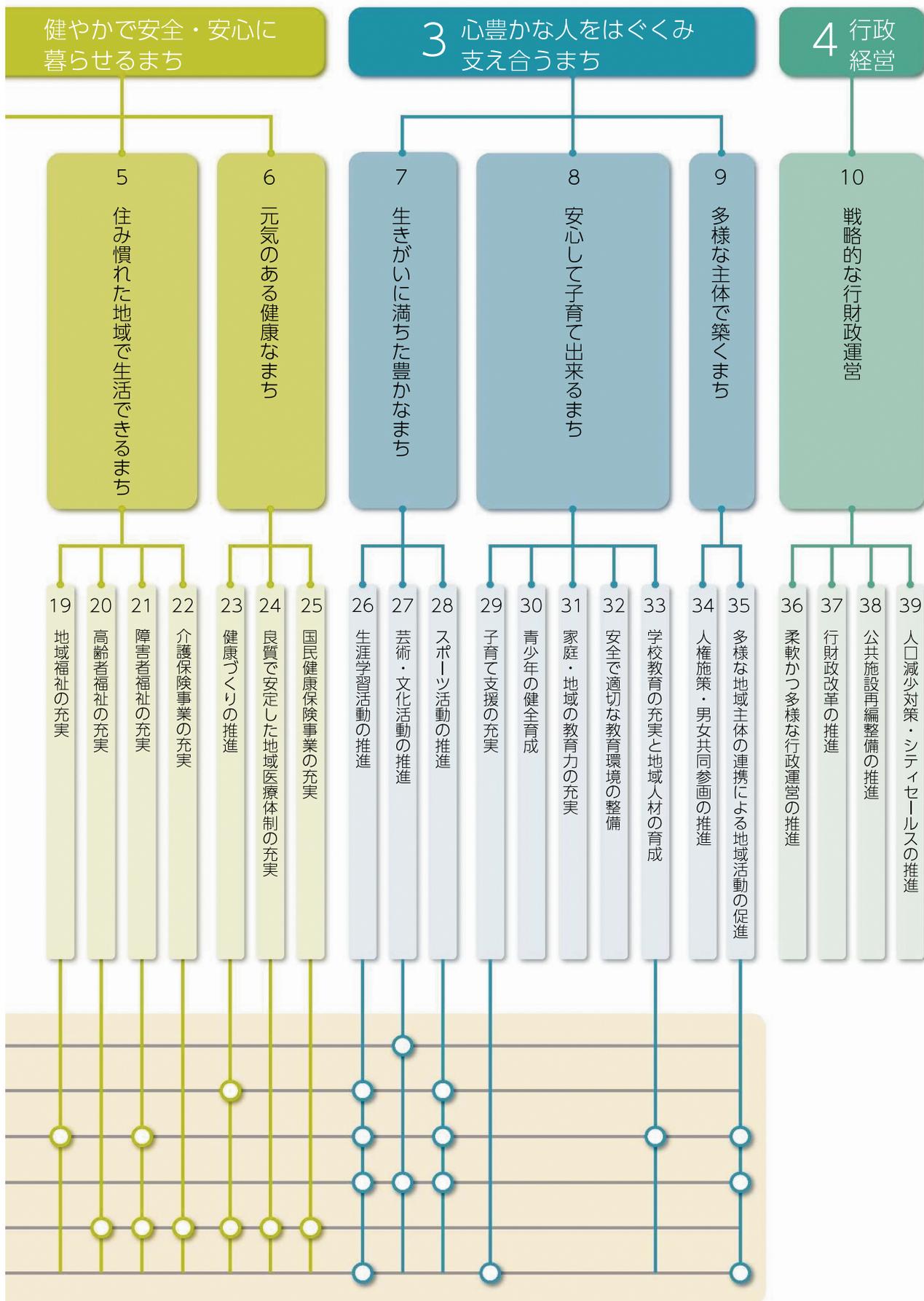
## 第5節 政策・施策体系図

将来像の実現に向け、各分野の方向性を明確にし、効率的かつ効果的に施策を展開するため、次のとおり大綱、政策、施策を体系的に位置付けます。

また、重点プロジェクトと各施策との関係性を整理し、各施策において重視する取組等を明確にします。

# 政策・施策体系図





## 第6節 地域の方向性

本市は、宇野・日比両町が合併して誕生した後、それぞれの個性的な歴史や産業と一定のまとまった集落を有する山田村、荘内村、八浜町、東児町と段階的に合併を繰り返して、現在の市域に至っています。その結果、本市の中心市街地として発展した市の玄関口ともいべき宇野・築港地区を中心としつつも、市内各地域が、それぞれの伝統や歴史を踏まえた特色のある顔を有しています。

このような特徴を持つ本市においては、今後の人口減少や少子高齢化を念頭に置いた際、市民一人ひとりが住み慣れた地域で安心して生き生きとした日常生活を送ることができるまちづくりに取り組む必要があります。こうした地域づくりの具体化に当たっては、各地域における現状と課題を踏まえ、地域が有する固有の歴史や文化的な個性を生かしながら、地域の実情に応じた取組を展開することが重要です。

本市は、昭和40年代から、地域活動の促進を目的として市内各所に公民館を整備し、その後支所・窓口機能を備えることで、市民サービスの向上に取り組んできました。さらに、2007（平成19）年度から、市内10箇所に設置した市民センターを地域づくりの拠点として、市民サービスの向上と各地域における地域活動の促進に取り組んできました。

しかしながら、人口減少が進む現状においては、人口規模に見合ったサービスへの見直しが求められるとともに、少子高齢化を見据えたさらなる地域活動の促進が必要となっています。

これらを踏まえ、今後の地域の方向性として、2017（平成29）年2月に策定した「玉野市行財政改革大綱実施計画」に位置付けた、市民センター及び公民館の今後の方針をもとに、地域を取り巻く環境の変化に対応すべく、地域活動支援の強化につながる仕組みを構築し、コミュニティ等の住民自治組織を通じて、地域が主体的に課題解決に取り組むことができるような、多様な主体が相互に助け合い、支え合う地域づくりに取り組めます。

こうした地域づくりにおいては、誰もが住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域包括ケアシステム<sup>\*</sup>の構築を踏まえ、社会福祉協議会、地域コミュニティ、民生委員・児童委員、地区社協、事業者等との連携によるネットワークを構築し、地域活動を展開する基盤の確立に取り組めます。